

答弁書第六一号

内閣参質一七六第六一号

平成二十二年十一月二日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員福島みずほ君提出法務省による東京拘置所の刑場公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みずほ君提出法務省による東京拘置所の刑場公開に関する質問に対する答弁書

一について

形状、寸法等について絞罪器械図式（明治六年太政官布告第六十五号）と異なる点もある。

二について

約四メートルである。

三及び四について

各刑場の刑具は、開落式踏板上の被執行者の身体の自重によって絞首する機構であり、絞首された被執行者と床面との間に距離をおく運用について絞罪器械図式と変わるところはない。ただし、絞首された被執行者と床面との間の距離については、個々の死刑執行により異なる。

五及び六について

絞縄については、個々の死刑執行ごとに、被執行者の身長、体重等を考慮し、死刑執行を確実に行うために必要な長さに固定している。

なお、お尋ねの表は存在しない。

七について

絞縄の長さを除き同様である。東京拘置所で使用されている絞縄の長さは約十一メートルである。

八について

法務省においては、法務大臣を座長とし、法務副大臣及び法務大臣政務官並びに法務省内の関係部局の職員によつて構成する法務省内の勉強会を立ち上げ、死刑制度の在り方等について検討してきたところであり、引き続き同勉強会において検討を続けることとしている。

なお、現時点で刑場の公開を行う予定はない。